伊勢原市立公民館の利用団体登録



公民館をご利用いただく団体は、公民館窓口であらかじめ団体登録をお願いします。また、『伊勢原市公共施設利用予約システム利用規約』に同意し登録する必要があります。

(1)団体の構成

- ① 団体(サークル)は5人以上の構成で、市内在住・在勤・在学者が過半数を占めること。
- ②子どもが活動主体の団体は、子どもを構成人数として認めます。
- ③実際に団体(サークル)活動をしない人や保護者の活動についてくるだけ の子どもは、構成人数に含まれません。
- ④団体(サークル)の代表者は、20歳以上の人に限ります。
- ⑤個人使用となることを避けるため、家族のみで構成された団体(サークル) については、活動の実態を詳しく確認させていただく場合があります。

(2) 公民館の利用

- ① 公民館は、社会教育施設(学びの場)です。
- ② 公民館は、自主的な学習活動・会議・運動等を行う場です。
- ③ 公民館では、次のような活動を行うことはできません。
 - 企業や商店等が営利(研修・宣伝・販売等)を目的とした活動
 - ・宗教団体が、布教や研修等を行うこと
 - ・政治家および政治団体が、演説会や選挙運動等を行うこと
 - 酒を伴う飲食・宴会
 - ・講師が直接活動を行うこと
- ④ 公民館は、個人利用登録はできません。
- ⑤施設管理者は、登録申請内容の確認を行い、概ね1週間以内に公民館窓口で、「利用者カード」及び「利用者登録書」を発行します。大切に保管いただき、必要時には提示をお願いする場合があります。
- ⑥登録の変更・廃止をする場合は、速やかに「伊勢原市公共施設利用予約システム利用者登録申請書」(以下「登録申請書」という。)を公民館窓口に届け出てください。

裏面へ

(3) 必要書類

	新規登録	変更	廃止
利用者登録申請書	0	0	0
本人確認資料※	0	0	_
公民館利用団体の 活動状況調	0	©	_
会員名簿	0	©	_
団体の規約	A	©	_
収支内訳書	A	©	_
利用者カード 利用者登録書	B	0	0

- ® 他施設で併用する場合は必要となります。
- ◎ 変更内容に応じて提出してください。
- ※ 本人確認資料とは、登録申請を公民館窓口で申請する本人(団体の 代表者又は連絡者本人)の確認できる書類等(運転免許証、保険証、 学生証、個人番号カード)をいいます。

(4) よくあるお問い合わせ(Q&A)

Q: なかなか予約が取れないので、同じ会員、活動内容で複数登録しても大丈夫で すか?

A:できません。公平性を図るため同じ団体活動の登録は一つでお願いします。

Q:公民館の部屋を使用して参加費を徴収するイベントを実施できますか。

A:公民館は、原則、公民館登録団体(サークル)の活動場所なので、不特定の方が参加したり、参加費(実費を含む)を徴収するイベントの実施はできません。

Q:公民館を使用して子ども向けにピアノ教室を開くことはできますか。

A:講師が直接公民館で活動することはできません。

Q:無料であれば企業でも公民館で講習会を実施することはできますか。

A:無料であっても企業が自ら開催する場合は営利目的(宣伝効果等)になりますので、実施することはできません。

*ご不明な点は窓口(平日9時~17時)でお尋ねください。